

○岡山市愛の泉基金条例

昭和62年3月23日

市条例第5号

(設置の目的)

第1条 青少年をはじめ広く市民のやさしい心，うつくしい心をはぐくむことに役立てるため，岡山市愛の泉基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は，次に掲げるものの合計額とする。

- (1) 岡山市連合婦人会の寄附金
- (2) 基金の運用から生ずる収益金

(管理)

第3条 基金に属する現金は，金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は，毎会計年度の当該歳入歳出予算に計上して，この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は，第1条に規定する目的を達成するために要する経費に充てる場合に限り，処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか，基金の管理及び処分に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。